

論説

2017-5-24

「共謀罪」法案が衆院を通過した。安倍晋三政権が繰り返される数の力による横暴だ。戦前の治安維持法のような悪法にならないか心配だ。

警察「自然に手を入れる行為自体に反対する人物であること」を「存じか」
電力会社「以前、コルツ場建設時にも反対派として活動された」
警察「自然破壊につながることに敏感に反対する人物もいるが、この件は東大を中退しており、頭もよい。しゃべりも上手であるから、やっかいになる」

監視は通常業務です
岐阜県大垣市での風力発電事業計画をめぐって、岐阜県警が反対派住民を監視し、収集した情報を電力会社「社」に提供していた。二〇一四年に発覚した。

「やっから」と警察に名指しされた人は、地元で護憲や反原発を訴えてもいる。ただ、コルツ場の反対運動は三十年も前のことだった。つまりは市民運動というだけで警察は、なぜか監視対象にしていたわけだ。この問題は、国会でも取り上げられたが、警察庁警備局長はこう述べた。

戦前の悪法を思わせる

「公共の安全と秩序の維持」といふ責務を果たす上で、通行している警察業務の「環」……。いつもやっている業務というのだ。
公安調査庁の一九九六年度の内部文書が明らかになったことでもある。どんな団体を調査し、実態把握していたか。原発政策に批判的な団体。大気汚染やリゾート開発、ごみ問題などの課題に取り組む環境団体。女性の地位向上や消費税引き上げ反対運動などの団体も含まれていた。

日本消費者連盟。いじめ・不登校問題の団体。市民オンブズマン、死刑廃止や人権擁護の団体。言論・出版の自由を求めるマスコミ系団体だ。具体的には日本ペンクラブや日本ジャーナリスト会議が対象として列挙してあった。

監視団家がやって来る

警察や公安調査庁は常態的にこんな調査を行っているのだから、表に出たのは氷山の一角にすぎないのだらう。「共謀罪」の審議の中で繰り返し、政府は「一般人は対象にならない」と述べていた。それなのに、現実にはさまざまな市民団体にに対しては、既に警察などの調査対象になり、実態把握されている。

監視同然ではないか。なぜ環境団体や人権団体などのメンバーが監視

対象にならねばならないのか。「共謀罪」は組織的犯罪集団が対象になるといって、むしろ今までの捜査当局の監視活動にお墨付きを与える結果となる。

国連の特別報告者から共謀罪法案に「プライバシーや表現の自由の制限につながる。恣意的運用の恐れがある」と首相に書簡が送られた。共謀罪は犯罪の実行前に捕まえるから、当然、冤罪が起きる。政府はこれらの問題を軽く考えてはいないか。恐るべき人権侵害を引き起こさねない。

一九二五年にできた治安維持法は団体の変革、私有財産制を否認する目的の結社を防ぐための法律だった。つまり共産党弾圧のためだけに作られた。当初はだれも自分には関係のない法律だと思っていたらしい。ところが法改正され、共産党の活動を支えるあらゆる行為を罰するところまで広がるようになった。そして、反戦思想、反政府思想、宗教団体まで幅広く拘束していった。しかも、起訴されるのは少数派。拷問などが横行し、思想弾圧そのものが自己目的化していったのだ。

共謀罪も今は自分には関係がないと思っ人がほとんどだ。だが、今後、法改正など事態が変わるとはありうる。一般人、一般の団体なども対象にならないと誰が保証できようか。国会審議でも団体の性質が一変すれば一般人も対象になるとしている。何せ既に警察は一般団体を日常的に調査対象にしているのだ。

少なくとも「内心の自由」に官憲が手を突っ込んだ点は捜査手法も大きく変わる。共謀となる話し合いの場をまずつかむ。現金を下ろすなど準備行為の場もつかむ。そんな場面をつかむには、捜査当局は徹底的に監視を強めるに違いない。政府は「テロ対策」と言い続けたが、それは口実であって、内実は国内の監視の根拠を与えたに等しい。

「テモ」はテロ「なか」

何よりも心配するのが反政府活動などが捜査当局の標的になることだ。「絶対テモはテロ行為と変わらない」とブロンで書いた自民党の人物議員がいた。そのような考え方に基づけば、反政府の立場で発言する団体はテロ組織同然だといわれてもなる。共謀罪の対象にもなる。そんな運用がなされれば、思想の自由・表現の自由は息の根を止められる。